

緊急河川維持業務特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

(トラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 業務中の安全確保

7. トラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置又はブームの高さを制限する装置)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(建設副産物)

1-1-1-23 建設副産物

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の業務においては、業務箇所の公衆の見やすい場所に業務着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、業務完了検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真是、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から業務着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(交通誘導員)

第3条

1. 交通誘導員とは、警備業法(昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事することであり、本業務においては交通整理の必要日数として25日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Bを合計25名交替要員[無し]見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

2. 請負者は「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

(デジタル工事写真の黒板情報電子化)

第4条 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(本業務の特記仕様事項)

第5条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

2 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第1号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

3 施工管理

①業務写真は、同一箇所ですり施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。

②伐竹・除根・集積完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。

③除根作業において、根と土をの分別を可能な限り実施し、監督員の確認を受けること。

④運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。

⑤業務完了時には、出来型図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。